

山梨県公報

第一千三百三十九号

平成二十三年

六月二日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定……………三四七

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三四七

行政文書の開示の実施状況……………三四七

個人情報保護条例の施行状況……………三四八

土地改良区役員の退任及び就任(三件)……………三四八

基本測量の実施……………三五一

告示

山梨県告示第二百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二日

山梨県知事

横

内

正

明

一 保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町山保字居立ヶ入四五〇五、四五一六の一、四五一六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字居立ヶ入四五〇五・四五一六の一・四五一六の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

公告

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月二日

山梨県知事

横

内

正

明

一 申請のあつた年月日 平成二十三年五月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ヘルパーセンター陽だまり

2 代表者の氏名 柳沢祐大

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市藤田三百四番地

4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病人などに対して、自立相談および支援等に関する事業を行い、健全者との豊かな共生社会の創造に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年五月二十三日から同年七月二十二日まで

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)第三十七条第二項の規定により、平成二十二年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十三年六月二日

山梨県知事

横

内

正

明

一 行政文書の開示の状況

開示請求

五六九件

- 開示決定 三七九件
- 全部開示決定 一三三件
- 一部開示決定 二四六件
- 不開示決定 一五七件
- 取下げ 三三三件
- 不服申立て 一件
- 不服申立てに対する裁決又は決定 一件

- 二 実施機関別の請求の状況
- 知事 四七三件
- 議会 一六六件
- 教育委員会 二七二件
- 選挙管理委員会 三二一件
- 人事委員会 三三件
- 監査委員会 三三件
- 公営企業管理者 三三件
- 警察本部長 九件
- 地方独立行政法人山梨県立病院機構 四件

● 個人情報保護条例の施行状況
 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成二十二年年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成二十三年六月二日
 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 山梨県個人情報保護条例の施行状況
- 個人情報保護取扱事務の登録の件数 九二二件
- 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数 九、七三六件
- 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況 九、七三六件
- 不服申立ての件数 ○件
- 不服申立ての処理状況 ○件
- 事業者の登録状況 八四二件
- 事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数 ○件
- 二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況 六七件

- 教育委員会 五、六三四件
- 人事委員会 一九八件
- 警察本部長 三、七〇七件
- 地方独立行政法人山梨県立病院機構 二五五件
- 公立大学法人山梨県立大学 一〇五件

● 土地改良区役員の変更及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富士見土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十三年六月二日
 山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|-------|---------------|--------------|
| 理事長 | 荻野 勇夫 | 笛吹市石和町井戸二二九番地 | 平成二十三年三月三十一日 |
| 理事 | 青柳 義和 | 唐柏二〇六番地三 | 同 |
| 同 | 荻野 嘉邦 | 一四七番地 | 同 |
| 同 | 小菅 勝 | 東高橋三五七番地 | 同 |
| 同 | 山縣 廣之 | 今井三一番地 | 同 |
| 同 | 斉藤 伝 | 河内一〇一番地 | 同 |
| 同 | 初鹿 重富 | 小石和五三四番地 | 同 |
| 同 | 小澤 文男 | 二三五番地 | 同 |
| 監事 | 雨宮 求 | 砂原九一番地 | 同 |
| 同 | 萩原 太志 | 東油川七八番地 | 同 |

二 就任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 就任年月日 |
|-----|-------|---------------|------------|
| 理事長 | 荻野 勇夫 | 笛吹市石和町井戸二二九番地 | 平成二十三年四月一日 |
| 理事 | 山田 幹人 | 唐柏二三六番地 | 同 |
| 同 | 荻野 嘉邦 | 一四七番地 | 同 |
| 同 | 大竹 昭 | 今井八七番地 | 同 |
| 同 | 小澤 清富 | 小石和四六六番地 | 同 |
| 同 | 雨宮 正裕 | 小石和五三六番地 | 同 |
| 同 | 河野 武文 | 砂原二三番地 | 同 |
| 同 | 中村 忍 | 東油川 二六〇番地五 | 同 |
| 監事 | 小林 将英 | 東高橋三三八番地 | 同 |
| 同 | 斉藤 伝 | 河内一〇一番地 | 同 |

● 土地改良区役員 の 退任 及び 就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西保堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十三年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|-------|-------------|--------------|
| 理事長 | 坂本 正秀 | 山梨市市川二二五九番地 | 平成二十三年三月三十一日 |
| 理事 | 辻 進一 | 同 五九二番地 | 同 |

二 就任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 就任年月日 |
|-----|--------|-----------|-------|
| 同 | 渡辺 森造 | 一〇八一番地 | 同 |
| 同 | 古屋 信司 | 一八五四番地 | 同 |
| 同 | 中村 和仁 | 八八八番地 | 同 |
| 同 | 雨宮 孝吉 | 北五七二番地 | 同 |
| 同 | 窪田 常富 | 九六七番地一 | 同 |
| 同 | 遠藤 修 | 六〇〇番地 | 同 |
| 同 | 武藤 治 | 西三〇四番地 | 同 |
| 同 | 雨宮 幸男 | 一九六八番地 | 同 |
| 同 | 佐藤 長年 | 一〇七二番地 | 同 |
| 同 | 塩沢 貴美夫 | 市川一五九三番地二 | 同 |
| 監事 | 奥山 勝敏 | 四二三番地 | 同 |
| 同 | 雨宮 正人 | 北五三五番地 | 同 |
| 同 | 岩波 美雄 | 東二四三番地 | 同 |

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 就任年月日 |
|-----|-------|------------|------------|
| 理事長 | 金丸 俊男 | 山梨市市川六一〇番地 | 平成二十三年四月一日 |
| 理事 | 坂本 孝二 | 二二六九番地 | 同 |
| 同 | 杉田 公司 | 一八九八番地 | 同 |
| 同 | 市川 修 | 二〇一一番地 | 同 |

| | | | | | | | | | | |
|-------|---------|--------|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 杉田 哲 | 上野 秀男 | 塩沢 美一 | 窪田 良治 | 武藤 茂行 | 雨宮 正英 | 雨宮 初美 | 日原 隆 | 遠山今朝男 | 鶴田 征也 | 佐藤 裕彦 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 六八八番地 | 市川三〇一番地 | 一六二九番地 | 北三三四番地 | 五七八番地 | 一〇五〇番地二 | 一〇三二番地二 | 東二二六二番地 | 西一九五二番地 | 一一二五番地四 | 西三六一番地 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

● 土地改良区役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市之蔵土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十三年六月二日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

| | | | |
|-----|-------|---------------|--------------|
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 退任年月日 |
| 理事長 | 萩原 文雄 | 笛吹市一宮町市之蔵二九番地 | 平成二十三年三月三十一日 |
| 理事 | 堀内 義夫 | 同 六九番地 | 同 |

二 就任

| | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|----------|-------|---|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 武井 正導 | 弦間 正人 | 降矢 好文 | 萩原 勝 | 堀内 孝 | 堀内 俊一 | 萩原 英友 | 坂本 一貴 | 降矢 好文 | 田中 秀穂 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 九五八番地 | 二七九番地 | 五二五番地 | 五五八番地 | 一一二番地 | 一一〇番地 | 四九番地 | 塩田八九八番地 | 市之蔵五二五番地 | 五二七番地 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| | | | |
|-----|-------|---------------|------------|
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 就任年月日 |
| 理事長 | 堀内 義夫 | 笛吹市一宮町市之蔵六九番地 | 平成二十三年四月一日 |
| 理事 | 降矢 勝清 | 同 二七八番地 | 同 |
| 同 | 鈴木不二弥 | 同 二二五番地 | 同 |
| 同 | 萩原 勝 | 同 五五八番地 | 同 |
| 同 | 志村 徳樹 | 同 一二五番地 | 同 |
| 同 | 堀内 文三 | 同 一一九番地 | 同 |

| | | | | | |
|---------|-------|-------|----------|----------|---------|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 山口 栄治 | 三枝 茂雄 | 萩原 文雄 | 岩間 賢次 | 田中 秀穂 | 武井 正導 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 一 七九〇番地 | 五三番地二 | 二九番地 | 塩田一〇八九番地 | 市之蔵五二七番地 | 一 九五八番地 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十三年五月十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十三年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量）
- 二 作業期間 平成二十三年六月一日から平成二十四年二月二十九日まで
- 三 作業地域 大月市、北杜市及び南巨摩郡富士川町

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番